海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山「福徳岡ノ場」で発生した、国内最大クラスの噴火により、大量の軽石が噴出され、海流の影響で西側へ移動し、10月上旬以降、沖縄本島及び周辺離島や奄美大島などに次々と漂着している。

漂着した大量の軽石は、県内各地の漁港や海岸及び河川などに漂着しており、漁港が覆い尽くされることで、漁業者が出港することが出来なくなったり、生け簀の魚が死んでいる状況である。10月28日付の地元新聞によると、県内11市町村で漂着軽石が漁港内に流れ込むなど漁港関係者を中心に深刻な被害が出ていることが明らかになった。

また、景観悪化によりホテルの宿泊や、マリンレジャー体験がキャンセルになるなど、各方面に影響が出てきている。

特に隣村である、国頭村辺土名漁港の被害は、全国的に大きく報道されており、我が大 宜味村においても出港した船がエンジン不具合を起こして止まるトラブルが発生している。 大宜味村の沖合、海岸及び河川などに多くの軽石が漂流漂着しており、海人(漁師)が生 活できない状況になっている。また、景観・環境及び生態系等に大きな問題となっており、 今後は更に多方面に被害が拡大しないかと大変危惧しているところである。

このような状況であることから、本村議会は、政府において下記事項についての早急な対応を求める。

記

- 1. 漂着軽石の現状把握はもとより、漂着軽石の経路の予測を行い、被害を最小限に抑えること。
- 2. 漂着軽石により損害を被った個人や事業者への補償を行うこと。
- 3. 政府と自治体の連携体制の構築を図ること。
- 4. 国の責任において、漂流漂着した軽石を除去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月29日

沖縄県国頭郡大官味村議会

宛先

内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、環境大臣沖縄及び北方対策担当大臣





(大宜味村)根路銘海岸の漂着軽石による被害状況



(大宜味村)大川川河口付近の漂着軽石による被害状況